五　特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　［略］

［4～9　略］

（在留資格の取得）

第二十四条　［1・2　略］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［一～四　略］

五　特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　［略］

［4～7　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第千五百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県柴田郡柴田町

二　構造改革特別区域の名称　柴田町集落拠点づくりどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県柴田郡柴田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

五　［同上］

イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　［同上］

［4～9　同上］

（在留資格の取得）

第二十四条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　［同上］

［4～7　同上］

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県比企郡小川町

二　構造改革特別区域の名称　有機の里小川ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県比企郡小川町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　木更津市

二　構造改革特別区域の名称　木更津市地域特産物リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　木更津市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市

二　構造改革特別区域の名称　おこしやす［京］（みやこ）のどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都市左京区の区域の一部（久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県邑智郡川本町

二　構造改革特別区域の名称　三原の郷どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡海士町

二　構造改革特別区域の名称　海士ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　島根県隠岐郡海士町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県足柄上郡山北町

二　構造改革特別区域の名称　山北町教育特区